

## 最高人民法院知的財産案件年度報告書のダイジェストの公布

### 【編集者注】

「最高人民法院知的財産案件年度報告書(2014)」の全文は約6万文字以上あり、ここにそのダイジェストを発表する。報告書全文は近い内に中国法制出版公司により出版される。

### 最高人民法院知的財産案件年度報告書(2014年)のダイジェスト

2014年、最高人民法院は「人民のための司法、公正な司法」という主な業務を主張し、積極的に国の知的財産戦略を実施し、知的財産保護に対する司法の主導的役割を充分に発揮し、司法能力と司法の信頼性を不断に高め、知的財産に対する司法保護の国際的影響力を絶えず拡大し、イノベーション型国家と法治中国の建設のために積極的な貢献をした。

最高人民法院知的財産審判庭は1年間に合計で各種知的財産案件を481件新規受理した。新規受理案件の内、案件の審理手続により、第二審案件11件、提審(提審とは、事件の重大性やその他の原因で上級裁判所が下級裁判所で審理中または審理済みの事件を再審理することを言う)案件51件、再審申請案件393件、検察院による控訴案件6件、指示を求める案件20件に分けられる。案件の係わる客体タイプにより、専利案件192件、植物新品種案件8件、商標案件148件、著作権案件56件、独占案件3件、営業秘密案件9件、その他の不正競争案件16件、知的財産契約案件26件、その他の案件23件(主に知的財産裁判管理事務に係わる)に分けられる。案件性質により分けると、計145件の行政案件があり、全ての新規受理案件の30.15%を占め、その内、専利行政案件が56件、商標行政案件が89件で、2014年と比べてそれぞれ12.5%減と21.92%増、計336件の民事案件があり、全ての新規受理案件の69.85%を占める。また2013年の継続案件として85件あり、2014年に各種審理中案件566件あった。1年間に合計で各種知的財産案件を490件結審した。その内、第二審案件が10件、提審案件が51件、再審申請案件が402件、指示を求める案件が21件、検察院による控訴案件が6件だった。結審した402件の再審申請案件の内、再審申請行政案件が131件、再審申請民事案件が271件で、再審申請棄却と裁定したのが303件、提審と裁定したのが37件、再審指令または指定と裁定したのが20件、訴訟撤回と裁定した(和解による撤回を含む)のが24件、その他の方式で処理したのが18件だった。

最高人民法院が2014年に審理した知的財産・競争案件の基本的動向と特徴は、以下のとおりである。案件数が大幅に増加する傾向が緩和し、受理案件数が全体的に安定する傾向があり、新型案件、難解案件が増加しつつ、法の境目を明確にするまたは法の空白を埋める必要がある案件がますます多くなってきたこと。専利など技術類案件は全案件数の中でやはり大きな比率を占め、専利行政案件の内、実際に解決しようとする技術課題の確定など基本的法律規則の解釈に係わる案件の比率が高く、専利民事案件の内、権利侵害判定規則に係わる案件が多く、専利と標準との結合、黙示許諾の認定などの新型法律問題が現れるようになったこと。植物新品種案件が増加態勢を見せ続け、係わる法律問題が品種同一性の対比など深い分野まで発展したこと。商標案件の全体的増加幅が平穩的

であり、商標民事案件は基本的に安定し、商標行政案件の比率が一層増加し、権利取得の正当性判断、立体商標の顕著性判断などに係わる新型商標案件数がやや増加したこと。著作権案件の全体的増加幅が低下し、係わる争議は保護対象の確定、著作権帰属証明など著作権の基本制度や基本理念に復帰したこと。競争案件の内、ネットワーク技術や新型ビジネスモデルに係わる案件の比率が大きく、営業秘密と模倣行為案件が増加しつつ、最高人民法院は始めて独占案件を結審したこと。

最高人民法院は新情勢、新任務の要求を元に、案件の特徴に合わせて、知的財産裁判職能を行使するにあたって下記の特徴を現した。社会の革新動力、創造潜在力及び創業活力に対する知的財産司法保護体制の激励作用を十分に発揮し、合理的に知的財産の保護範囲を確定し、革新成果に対する保護を強化し、公平競争の市場構造と経済秩序を守ったこと。「保護強化、部類分別、寛厳適度」という知的財産司法保護の基本政策を徹底し、法により効果的に知的財産利者の合法的利益を守ったこと。知的財産司法保護の主導的役割を十分に発揮し、知的財産の権利付与、権利確定行政案件の裁判基準を明確にし、関連する民事、行政案件に対する司法裁判の指導機能と引率作用を発揮し、紛争の実質的解決を重視したこと。公開司法を推進し、積極的に社会の関心に答え、知的財産裁判の影響力を絶えず高めたこと。

本年度報告書は、最高人民法院が2014年に結審した知的財産・競争案件から35件（案件の事実と法律問題が基本的に同一の関連案件は、1件とする）の典型案件を精選した。上記案件は2014年中国法院における10大知的財産案件、10大革新的知的財産案件と50の典型的知的財産案件に選ばれた全ての案件を含んでいる。その中から、最高人民法院が知的財産・競争分野における新型、難解、複雑案件を処理する審理思想と裁判方法を反映する普遍的指導意義がある50の法律適用問題をまとめた。

## 一、専利案件の裁判

### （一）専利民事案件の裁判

#### 1. 独立請求項と従属請求項を区別解釈する条件

再審申請者の FreeMotion Fitness, Inc vs被申請者の英才公司、健達公司の発明専利権侵害紛争案件【(2014)民申字第497号】において、最高人民法院は、次のように説明した。通常、独立請求項とその従属請求項が異なる保護範囲を持つと推定するが、二者の保護範囲が同一であるか実質的に同一である場合には、短絡的に二者の保護範囲を区別解釈することができない。

#### 2. 請求項における自ら作った技術用語の解釈規則

再審申請者のマルチロック公司vs被申請者の固堅公司の実用新案専利権侵害紛争案件【(2013)民提字第113号】において、最高人民法院は、次のように説明した。請求項を解釈する時、権利者が自ら作った技術用語については、通常、請求項、明細書における定義または解釈を元にその意味を確定することができ、そのような解釈または定義が欠けている場合、請求項、明細書、付属図面に記載された関係背景技術、発明目的、技術効果

などの内容と結びつけ、当該技術用語の作動方式、機能、効果を究明して、その全体的技術方案における意味を確定すべきである。

### **3. 専利技術を含む推薦的標準を実施する時、専利権者の許諾を得る必要がある**

再審申請者の張晶廷vs被申請者の子牙河公司及び第一審被告、第二審被上訴人の華沢公司の発明専利権侵害紛争案件【(2012)民提字第125号】において、最高人民法院は、次のように説明した。専利権者が推薦的標準に含まれる専利技術について開示義務を履行した場合、他人はその標準を実施する時、専利権者の許諾を得るとともに、許諾使用料を支払わなければならない。許諾を得ずに専利技術を含む推薦的標準を実施し、または許諾使用料の支払を拒否した場合、標準に含まれる専利権の侵害行為にあたる。

### **4. 専利権者が他人に専利図面を提供する行為は黙示許諾にあたるかどうかについて**

再審申請者の範俊傑vs被申請者の億辰公司の實用新案専利権侵害紛争案件【(2013)民提字第223号】において、最高人民法院は、次のように説明した。専利権者が他人に専利図面を提供して押し広めることは、必ずしも他人にその専利の実施を許諾する意思表示にあたらない。

### **5. 意匠専利権侵害判断に対する保護範囲の影響**

再審申請者の長城公司与被申請者の陳純彬、原審被告の民生公司の意匠専利権侵害紛争案件【(2014)民申字第438号】において、最高人民法院は、次のように説明した。本件の専利が形状のデザインだけを保護し、図案を含まないが、形状と図案が意匠において相互に独立する設計要素であり、形状に図面を加えることで必ずしも形状設計自身に視覚的影響を与えるわけではなく、2者の形状設計が近似にあたる場合、図案を含む被疑侵害製品はやはり本件専利の保護範囲に含まれる。

### **6. 意匠の同一または近似を判断する時、製品機能だけにより決定されるわけではない設計特徴を考慮すべきである**

再審申請者の晨諾公司vs被申請者の威科公司、張春江、第一審被告、第二審被上訴人の智合公司の意匠専利権侵害紛争案件【(2014)民提字第193号】において、最高人民法院は、次のように説明した。意匠の同一または近似を判断する時、製品機能だけにより決定されるわけではない設計特徴を考慮すべきである。

## **(二) 専利行政案件の裁判**

### **7. 専利審判及び無効段階における「明らかな実質的欠陥」に対する審査範囲**

再審申請者の専利審判委員会vs被申請者のデグサ公司の発明専利出願拒絶審判行政紛争案件【(2014)知行字第2号】において、最高人民法院は、次のように説明した。初歩的審査、実体審査及び審判・無効という3つの段階において「明らかな実質的欠陥」に対する審査範囲は完全に一致するわけではないが、「明らかな実質的欠陥」の性質は同じで

なければならない。従って、初歩的審査段階の「明らかな実質的欠陥」は、当然として実体審査と審判・無効審査段階にも適用される。

#### **8. 専利無効審査手続における「職権による審査」の範囲**

再審申請者の専利審判委員会vs被申請者の王偉耀及び第一審第三者、第二審上訴人の福田雷沃公司の實用新案専利権無効行政紛争案件【(2013)知行字第92号】において、最高人民法院は、次のように説明した。「審査指南」は、専利審判委員会が職権により審査できる具体的な事情を列挙し、専利審判委員会が職権により審査する範囲を限定した。申請者が放棄した無効理由や証拠について、法的根拠がない場合、通常、専利審判委員会は改めて審査すべきでない。

#### **9. 区別される技術的特徴の認定は請求項に記載された技術特徴を基礎とすべきである**

再審申請者の亜東製薬公司vs被申請者の専利審判委員会、第一審第三者の華洋公司の發明専利権無効行政紛争案件【(2013)知行字第77号】(以下、「乳腺症治療用の薬物混合物及びその調製方法」發明専利無効案件という)において、最高人民法院は、次のように説明した。請求項と最も近似する従来技術との区別される技術的特徴を認定するには、請求項に記載された技術特徴を基礎とし、それを最も近似する従来技術の開示した技術特徴と逐一对比すべきである。請求項に記載されなかった技術特徴は対比の基礎になれず、当然として区別される技術的特徴にあたらぬ。

#### **10. 明細書に記載されなかった技術貢献は専利権保護の取得を要求する基礎にならない**

前記「乳腺症治療用の薬物混合物及びその調製方法」發明専利権無効案件において、最高人民法院はまた、次のように判断した。明細書に記載されなかった技術貢献は、専利権保護の取得を要求する基礎にならない。専利権者が出願日以後に提出した、専利明細書に記載されなかった技術内容を証明するための技術文献について、当該技術内容が出願日前の公知技術ではなく、または当業者の知識レベルと認知能力を証明するためのものでない場合には、通常、専利権を取得できるかどうかを判断する根拠とすべきではない。

#### **11. 区別される技術的特徴は既に従来技術により開示されたかどうかを確定するには、その各自の技術方案の中で果たす役割を考慮すべきである**

再審申請者の展通公司vs被申請者の泰科公司及び第一審被告、第二審被上訴人の専利審判委員会の發明専利権無効行政紛争案件【(2014)知行字第43号】において、最高人民法院は、次のように判断した。本件専利のある区別される技術的特徴と従来技術の技術特徴が対応関係にあることから、当該区別される技術的特徴が既に従来技術に開示されているかどうかを確定する時、その各自の技術方案の中で果たす役割が同一であるかどうかを考慮すべきである。

#### **12. 「独立請求項に必須技術特徴が欠けていること」と「請求項は明細書を根拠とすること」の関係**

再審申請者のエレコム公司vs被申請者の専利審判委員会、第一審第三者の劉夏陽、怡峰公司の発明専利権無効行政紛争案件【(2014)行提字第13-15号】(以下、「車両のブラケット」発明専利無効案件という)において、最高人民法院は、次のように説明した。独立請求項に必須技術特徴が欠け、専利法実施細則第21条第2項の規定に合致しない場合、明細書からも支持されないことが多く、専利法第26条第4項の規定に合致しない。

### **13.独立請求項に必須技術特徴を記載しているかどうかを確定する時、如何に請求項に記載されている機能的技術特徴を考慮するか**

前記「車両のブラケット」発明専利無効案件において、最高人民法院はまた、次のように判断した。請求項に技術問題を解決するための必須技術特徴を記載している場合、それは機能的技術特徴であっても、それは専利法実施細則第21条第2項の規定に合致すると認定すべきであり、独立請求項に機能を実現するための具体的構造または方式を記載していないことを理由に、必須技術特徴が欠けていると認定するのは適切ではない。

### **14.発明の実際に解決しようとする技術課題の確定**

前記「乳腺症治療用の薬物混合物及びその調製方法」発明専利無効案件において、最高人民法院はまた、次のように判断した。進歩性判断に際して、発明の実際に解決しようとする技術課題は、通常、発明が最も近似する従来技術に対して持つ区別される技術的特徴をもとに、当業者が、本件の専利明細書を読んだうえで、請求項の保護を求める技術方案における当該区別される技術的特徴の果たす役割、機能または技術効果により確定すべきである。

### **15.背景技術は発明の実際に解決しようとする技術課題の確定に用いることができない**

再審申請者の EDAN 公司vs被申請者の専利審判委員会、第三者の Mindray 公司の発明専利権無効行政紛争案件【(2014)知行字第6号】において、最高人民法院は、次のように判断した。発明の実際に解決しようとする技術課題は、最も近似する従来技術との比較を通じて確定されるもので、その背景技術の記載を根拠とすべきでない。

### **16.専利法実施細則第21条第2項に定める「技術課題」を如何に認定するか**

前記「車両のブラケット」発明専利無効案件において、最高人民法院はまた、次のように判断した。専利法実施細則第21条第2項に定める「技術課題」は、明細書に記載された専利の解決しようとする技術課題を指し、出願人がその明細書に記載された背景技術の主観的認識を元に、明細書の中で公言したその解決しようとする技術課題である。明細書に、本件の専利が複数の技術課題を解決できると明記した場合、独立請求項にも上記の技術課題を同時に解決できる全ての必須技術特徴を記載しなければならない。

### **17.予想できない技術効果の確定**

前記「乳腺症治療用の薬物混合物及びその調製方法」発明専利無効案件において、最

高人民法院はまた、次のように判断した。発明の技術効果は進歩性を判断する重要な要素である。発明は従来技術による技術効果と比べて質的または量的に明らかな変化があり、当業者の合理的な予想を超えた場合、発明に予想できない技術効果があると認定することができる。予想できない技術効果があるかどうかを認定する時、発明の属する技術分野の特徴、特に技術効果の予見可能性、従来技術に存在する技術啓発などの要素を総合的に考慮すべきである。通常、従来技術の与えた技術啓発が明確なものであればあるほど、技術効果の予見可能性が高い。

#### **18. 予想できない技術効果を得ていない数値範囲選択は本専利に進歩性をもたすことができない**

再審申請者のスペリア公司vs被申請者の専利審判委員会、第一審第三者の史天蕾の発明専利権無効行政紛争案件【(2014)知行字第84号】において、最高人民法院は、次のように判断した。請求項が進歩性を有するかどうかを判断する時、その選択した数値範囲が従来技術と比べて予想できない技術効果を得ているかを考慮すべきである。

#### **19. 出願日が早い登録商標専用権は意匠専利権と衝突するかどうかの判断に用いることができる**

再審申請者の専利審判委員会vs被申請者の白象公司、第一審第三者の陳朝暉の意匠専利権無効行政紛争再審申請案件【(2014)知行字第4号】において、最高人民法院は、次のように判断した。商標出願日が意匠出願日より早く、無効宣告請求を提起された時に商標が既に登録を許可されており、かつ有効期間内であれば、当該登録商標専用権は、後発の意匠専利権がそれと権利衝突にあたるかどうかという点の判断に用いることができる。

## **二、商標案件の裁判**

### **(一) 商標民事案件の裁判**

#### **20. 悪意により商標権を取得、行使する行為は法律に保護されない**

再審申請者の歌力思公司、王碎永及び第一審被告の杭州銀泰公司の商標権侵害紛争案件【(2014)民提字第24号】において、最高人民法院は、次のように説明した。誠実信用原則は全ての市場活動参加者の守るべき基本準則であり、民事訴訟活動も同様に誠実信用原則に従わなければならない。法の目的、精神に背き、他人の正当的利益を害することを目的とし、悪意により商標権を取得、行使する如何なる行為も権利濫用に該当し、関連主張は法的保護と支持を得ることができない。

#### **21. 商品の出所を区別する作用を持たない説明的使用は商標権侵害にあたらない**

再審申請者の茂志公司vs被申請者のドリームワークス公司、パラマウント公司、中影公司、華影天映公司の商標権侵害紛争案件【(2014)民申字第1033号】において、最高人民法院は、次のように説明した。商品または役務の出所を区別する作用を持たない説明的

使用は、商標権に対する侵害にあたらぬ。

## 22.混同、誤認を引き起こすのに十分である回収利用行為は商標権侵害にあたる

再審申請者の喜盈門公司vs被申請者のアンハイザー・ブッシュ・インベブ、第一審被告の藍堡公司、撫州喜盈門公司、北国公司の商標権侵害・不正競争紛争案件【(2014)民申字第1182号】において、最高人民法院は、次のように説明した。国の政策指針にかなう回収利用行為であっても、他人の合法的利益を害してはならない。回収容器の使用行為は他人の商標権またはその他の合法的権利を適切に避けておらず、消費者に商品または役務の出所を混同、誤認させるのに十分である場合、商標権侵害行為にあたる。

### (二)商標行政案件の裁判

## 23.商品包装としての立体商標の顕著性判断

再審申請者のネスレ公司vs被申請者のマスター公司、商標審判委員会の商標争議行政紛争案件【(2014)知行字第21号】において、最高人民法院は、次のように説明した。商標包装の形で現れる立体標識は、設計上の独特性が必ずしも商標の顕著性に相当せず、それにより商品の出所を区別できるかどうかを固有顕著性の判断基準とすべきである。同業界事業者の使用状況が使用による顕著性取得の認定に対し影響があり、既存証拠により「立体標識が商品の包装に過ぎない」という関連公衆の認識を克服できない場合には、「当該立体標識が使用により顕著性を取得した」と認定することができない。

## 24.代表者または代理人による被代表者または被代理人商標の冒認出願の適用条件

再審申請者の雷博公司vs被申請者の商標審判委員会、家園公司の商標争議行政紛争案件【(2014)行提字第3号】において、最高人民法院は、次のように説明した。商標法第15条は、代理または代表関係という特別な法律関係について、誠実信用原則に基づいて設けた、被代理人または被代表者の商標に保護を与える特別な制度であり、当該商標の先使用を前提条件としていない。特定商標が被代理人または被代表者に帰属するものでさえあれば、代理人または代表者は忠実と勤勉の義務を尽くすべきであり、無断で、自己名義で登録してはならない。

## 25.中国語商標と英語商標の間の近似性判断に考慮しなければならない要素

再審申請者の高文新vs被申請者のデビアス公司、商標審判委員会の商標争議行政紛争案件【(2014)知行字第49号】において、最高人民法院は、次のように説明した。中国語商標と英語商標の間の近似性を確定する時、関連公衆の英語商標に対する認知レベルと能力、中国語商標と英語商標の意味上の関連性または対応性、引用商標自身の知名度と顕著性、本件商標の実際使用状況などの要素を考慮する必要がある。

## 26.複雑な歴史的要因がある場合の商標法第28条の適用

再審申請者の蘇州稻香村公司vs被申請者の商標審判委員会、第一審第三者の北京稻

香村公司の商標異議申立審判行政紛争案件【(2014)知行字第85号】において、最高人民法院は、次のように説明した。通常、被異議商標は引証商標と同一または類似商品に使用される近似商標にあたる場合、登録を許可すべきではない。しかし、本件に複雑な歴史的要因があり、一方当事者は被異議商標がその先行商号及び先行登録商標の延長にあたりと主張する場合、その登録を許可すべきかどうかを判断するにあたって、商標法規定に基づく以外、歴史、現実及び既に形成した市場秩序を十分に尊重し、関連商業標識間の境目にけじめをつけるうえで、公平的、合理的に裁判すべきである。

## 27.商標法第31条に定める先行権利の「利害関係者」の定義

再審申請者のフリードリヒスハーフェン公司vs被申請者の商標審判委員会、第一審第三者の匯昌機電公司の商標争議行政紛争案件【(2014)行提字第2号】において、最高人民法院は、次のように判断した。現行の法律法規は、「利害関係者」の定義を明確に定めていない。利害関係者は被許諾使用人、合法相続人の形で現れることが多いが、証拠をもって案件と利害関係があると証明できるその他の主体も、商標法第31条の規定に基づき、利害関係者として本件商標の取消請求を提出することができる。

## 28.商標法第31条に定める「先行権利」の定義

再審申請者のパーカー無形資産有限責任公司(以下、パーカー公司という)vs被申請者の商標審判委員会、第一審第三者の戴均歆の商標異議申立審判行政紛争案件【(2014)行提字第9号】において、最高人民法院は、次のように説明した。商標の登録出願は、他人が既に保有している先行権利を害してはならない。中国国内である程度の市場知名度があり、関連公衆に周知されている企業名称の中の商号も、企業名称権の特別事情の1つとして扱われ、商標法第31条に定める先行権利として保護を受けることができる。

## 29.一般名を含む商標顕著性の認定

再審申請者の上海避風塘公司vs被申請者の商標審判委員会及び第一審第三者、第二審被上訴人の磐石意舟公司の商標争議行政紛争案件【(2013)行提字第8号】において、最高人民法院は、次のように説明した。商標に一般名など顕著性を持たない部分を含むが、その他の顕著性を持つ図案または文字は目立つ識別効果がある場合、やはり商標全体が顕著性を持つと認定することができる。

## 三、著作権案件の裁判

### 30.画像著作物の著作権帰属証明

再審申請者の華蓋公司vs被申請者の正林公司の著作権侵害紛争案件【(2014)民提字第57号】において、最高人民法院は、次のように説明した。専門画像会社が公式サイトで画像を掲載、販売する行為は、伝統的意義の「発表」と異なるが、同様に「公表する」方式の一種である。サイトに掲載された権利声明と透かしを含む著作物の「署名」は、反対の証拠がない場合、著作権の権利帰属の初歩的証明にあたる。

### 31.同じ歴史的題材を元に創作した著作物の必要なシーンや限定された表現方式は著作権法に保護されない

再審申請者の張曉燕vs被申請者の雷献和、趙琪、第一審被告の山東愛書人音像圖書有限公司の著作権侵害紛争案件【(2013)民申字第1049号】において、最高人民法院は、次のように判断した。著作権法が保護するのは著作物の独創性のある表現、つまり思想または感情の表現方式であり、思想または感情そのものを含まない。アイデア、素材、パブリックドメインの情報、創作形式、必要なシーン、限定されたまたは唯一の表現方式などは、いずれも著作権法に保護されない。

### 32.彫刻著作物に対する合理的使用における署名義務の確定

上告申立人の紹興市水利局vs被申立人の王巨賢、第一審被告、第二審被上訴人の神采公司の著作権侵害紛争案件【(2013)民提字第15号】において、最高人民法院は、次のように説明した。屋外の公共の場に設置される彫刻著作物に対する模写、撮影などは、許可を得たり、報酬を支払ったりする必要がないが、作者の姓名と著作物の名称を明記すべきである。社会公衆が明記すべき作者の姓名は、彫刻自体の署名状況次第である。当該彫刻著作物に他人の絵画著作物を元に創作したものであると明記しなかった場合、合理的に使用する社会公衆はオリジナル絵画著作物の作者を遡ってその署名を記す義務がない。しかし、本件における管理者は一般の社会公衆ではなく、もっと高い注意義務を負うものとして、原作者の署名をしなければならない。

### 33.著作権契約書の解釈規則

再審申請者の百視通公司vs被申請者の樂視網公司及第一審被告の康佳公司、国美公司の著作物情報ネットワーク伝播権侵害紛争案件【(2014)民申字第658号】において、最高人民法院は、次のように説明した。当事者は契約条項の理解に争いがある場合には、契約書の語句、契約書の関連条項、契約目的、取引習慣に基づき、誠実信用の原則に従って、当該条項の本当の意味を確定すべきである。関連概念の意味が不明な場合、当事者は契約書を締結する時に、もっと慎重になって契約書の権利、義務を明確に取決めなければならない。さもなくば、相応の法的責任を負わなければならない。

## 四、不正競争案件の裁判

### 34.インターネット市場背景における不正競争禁止法第2条規定の適用

上訴人の奇虎公司、奇智公司vs被上訴人のテンセント公司、テンセントコンピュータ公司の不正競争紛争案件【(2013)民三終字第5号】(以下、「テンセント QQ」不正競争案件という)において、最高人民法院は、次のように説明した。事業者は市場取引において、自由意志、平等、公平、誠実信用の原則に従って、公認の商業道徳を守らなければならない。上記規定は、インターネット市場分野にも適用する。行為が不正競争にあたるかどうかを認定する時に考慮すべきポイントは、当該行為が誠実信用の原則及びインターネット業界における公認の商業道徳に違反し、他人の合法的利益を害したかどうかである。

### 35.インターネット市場分野における商業中傷行為の認定

前記「テンセント QQ」不正競争案件において、最高人民法院はまた、次のように判断した。ある行為が商業中傷にあたるかどうかを判断する時に考慮すべきことは、その行為が虚偽の事実を捏造したり、散布したりする行為に該当し、ライバルの商業信用または商品の評判に損害を与えたかどうかである。正当な市場競争とは、競争者が必要な努力により行う誠実な競争である。競争自由と革新自由は、他人の合法的権益を侵害してはならない。インターネットの健康的発展には、秩序立っている市場環境と明確な市場競争規則による保障が必要である。

### 36.インターネット市場分野における技術革新、自由競争及び不正競争のけじめ

前記「テンセント QQ」不正競争案件において、最高人民法院はまた、次のように説明した。競争自由と革新自由は、他人の合法的権益を侵害してはならない。インターネットの健康的発展には、秩序立っている市場環境と明確な市場競争規則による保障が必要である。

### 37.正当性と合理性がなく他人の検索結果を妨害する行為は不正競争にあたる

再審申請者の奇虎公司vs被申請者の百度網訊公司、百度オンライン公司及第一審被告の奇智公司の不正競争紛争案件【(2014)民申字第873号】において、最高人民法院は、次のように説明した。セキュリティソフトウェアはコンピュータシステムの中で優先権を持っているもので、この「特権」の使用を慎重にしなければならない。ユーザー及びその他のサービス提供者に対する関与行為は、「その機能を実現するのに必須であること」を前提条件としなければならない。合理性と必要性がない場合、許可を得ずに他人の検索結果に対し実施した妨害行為は、不正競争にあたる。

## 五、独占案件の裁判

### 38.支配的市場地位濫用案件において必ず関連市場を明確に定義する必要があるか

上訴人の奇虎公司vs被上訴人のテンセント公司、テンセントコンピュータ公司の支配的市場地位濫用紛争案件【(2013)民三終字第4号】(以下、「テンセント QQ」独占案件という)において、最高人民法院は、次のように説明した。如何なる支配的市場地位濫用案件においても関連市場を明確に定義する必要があるわけではない。関連市場を明確に定義しなくても、競争を排除または妨害する直接証拠により、被告事業者の市場地位及び被告独占行為の可能な市場影響を評価することができる。

### 39.関連市場の定義における「仮想的独占者テスト」の適用可能性及びその適用方法

前記「テンセント QQ」独占案件において、最高人民法院はまた、次のように説明した。関連市場を定義する分析方法の1つとして、仮想的独占者テスト(HMT)は一般的適用性があるが、どんな方式で仮想的独占者テストを実施するかは、案件の具体的状況によって決める必要がある。製品の差別化がかなり明らかで品質、サービス、革新、消費者体験など

価格以外の競争が重要な競争形式になっている分野では、小幅ではあるが、実質的かつ一時的でない価格引き上げ(SSNIP)という方法を取るのには難しい。この場合、品質低下に基づく仮想的独占者テストなどその方法の融通をきかせる形式を取ることができる。

#### **40.インターネット分野におけるプラットフォーム競争特徴の関連市場の定義に対する影響**

前記「テンセント QQ」独占案件において、最高人民法院はまた、次のように説明した。本件における関連商品市場をインターネットアプリケーションプラットフォームに確定すべきかどうかの判断基準は、ネットワークプラットフォーム間におけるユーザー注目度とスポンサーを奪い合う競争が、商品または役務の特徴により決められた範囲を完全に超えており、事業者十分に強い競争的牽制力を与えたかどうかにある。この質問の回答は結局実証的検証次第で、確実な証拠によるサポートがないかぎり、関連市場の定義段階において、インターネットプラットフォーム競争の特性を主要な要素として考慮しなくてもよい。

#### **41.ネットワークインスタントメッセージサービスの関連地域市場の定義に考慮すべき要素**

前記「テンセント QQ」独占案件において、最高人民法院はまた、次のように説明した。インターネットに基づくインスタントメッセージサービスには注目に値する余分の輸送コスト、価格コストまたは技術的障壁がないので、関連地域市場を定義する時に、多数の需要者が選んだ商品の実際地域、法律法規の規定、国外競争者の現況及び参入の適時性などの要素を中心に考慮することができる。

#### **42.市場支配力の認定における市場シェアの地位と役割**

前記「テンセント QQ」独占案件において、最高人民法院はまた、次のように説明した。市場シェアは、支配的市場地位を認定する際の大まかで誤解を招きかねない指標に過ぎず、市場支配力の認定におけるその地位と役割は、案件の具体的状況に応じて確定しなければならない。

#### **43.支配的市場地位濫用行為の分析ステップと方法**

前記「テンセント QQ」独占案件において、最高人民法院はまた、次のように説明した。たとえ初歩的に被告事業者が支配的市場地位を有しないと認定したとしても、被告事業者が支配的市場地位を有するかに関する結論の正否を検証するために、被告独占行為の競争に対する影響効果を更に分析することができる。

### **六、植物新品種案件の裁判**

#### **44.登記、公告されていない品種権の譲渡行為は無効である**

再審申請者の敦煌公司vs被申請者の武科公司、赤天公司、大京九公司、弘展公司の植物新品種権侵害紛争案件【(2014)民申字第52-54号】において、最高人民法院は、

次のように説明した。記載事項変更は行政管理措置の一種であるが、権利者と社会公衆の両者の利益に係わるので、変更は公示の方式を取らなければならない。登記、公示される前には、品種権譲渡行為は発効していない。

#### 45.植物新品種権侵害による損害賠償金額の算出

再審申請者の敦煌先鋒公司、新特麗公司vs被申請者の新疆生産建設兵団農一師四団の植物新品種権侵害紛争案件【(2014)民提字第26号】(以下、新特麗公司植物新品種権侵害紛争案件という)において、最高人民法院は、次のように説明した。侵害者は反対の証拠を提供して権利者の授権品種の利益に関する証拠を覆すことができない場合、人民法院は権利者の証拠を参考に、斟酌して賠償金額を確定することができる。

#### 46.植物新品種権侵害案件の損賠賠償金額には、侵害行為を制止するために支払った合理的な支出が含まれる

前記新特麗公司植物新品種権侵害紛争案件において、最高人民法院はまた、次のように説明した。植物新品種権侵害案件の損害賠償金額を計算する時、法定賠償を適用しないことは、別途権利保護費用を計算できないことを意味しない、植物新品種権侵害案件の損害賠償金額に、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含むこともできる。

#### 47.植物新品種権侵害案件における証拠保全効力の認定

前記新特麗公司植物新品種権侵害紛争案件において、最高人民法院はまた、次のように説明した。関連の専門技術者を現場サンプリングに招請することは、人民法院が証拠保全を実施する必須の手続ではない。関連の専門技術者をサンプリングの協力に招請しなかったことを理由に、植物新品種権侵害案件における証拠保全の効力を当然として否定することはできない。

### 七、知的財産訴訟の手続と証拠について

#### 48.合法的出所による抗弁の挙証責任と証明力

再審申請者の雅潔公司vs被申請者の楊建忠、蘆炳仙の意匠専利権侵害紛争案件【(2013)民提字第187号】(以下、「錠の表にあるアセンブリ」意匠専利権侵害案件という)において、最高人民法院は、次のように説明した。権利侵害商品の使用者、販売者と製造者はそれぞれ各自の行為について法律責任を負う。権利侵害製品の製造者を究明または認定したからといって、当然として使用者、販売者の合法的出所による抗弁が成立すると推定し、その挙証責任を免除することができない。また、製造者は既に侵害責任を負ったからといって、合法的出所による抗弁が成立しない使用者、販売者の賠償責任を免除することもできない。合法的出所の証拠に対する審査を厳格に実施し、特に証拠の信憑性、証明力、関連性、同一性に対する審査を重視しなければならない。

#### 49.権利侵害商品に表示される商標の権利者が権利侵害製品の製造者だと合理的に

## 推定することができる

前記「錠の表にあるアセンブリ」意匠専利権侵害案件において、最高人民法院はまた、次のように判断した。権利侵害商品の外部包装に使用される登録商標の権利者が製造能力を持っており、かつ権利侵害商品の実際製造者が商標権者本人でないと証明する反証がない場合には、商標権者が権利侵害商品の製造者だと合理的に推定することができる。

### 50.販売業者の主観的過ちに対する警告書の証明作用

再審申請者の孫俊義vs被申請者の鄭寧の实用新型案専利権侵害紛争案件【(2014)民申字第1036号】において、最高人民法院は、次のように説明した。当事者が専利法第70条の規定を援引して「合法的出所」による抗弁を主張する時に、専利権者は既に販売業者に専利権と被告侵害製品の基本状況、侵害比較結果及び連絡先などの情報を明確に記載する警告書を送っており、かつ販売業者が既に当該警告書を受取ったことを証明できる場合、原則的には、販売業者はその販売する商品が専利権侵害商品だと知っていたと推定することができる。

出所：

2015年4月21日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-14222.html>

※本資料は、中国語原文の日本語仮訳であり、翻訳の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。